

工場・事業場の皆さまへ

汚水流出事故を発生させた場合は応急措置と届出を！

河川や湖沼、海域（これらに接続する道路側溝等も含みます。）への汚水流出事故や地下浸透事故を発生させた場合は、水質汚濁防止法に基づき、応急措置の実施及び北海道への届出が必要です。

特に、有害物質や指定物質を取り扱う工場・事業場の設置者は、日ごろから、対象物質の保管や施設の管理に十分注意するとともに、万一、汚水流出事故を発生させた場合は、流出または浸透防止の応急措置を講じ、速やかに届出しなければなりません。

1 応急措置の実施及び届出が必要な汚水流出事故

(1) 応急措置の実施及び届出が必要な汚水流出事故

対象事業場から、対象となる汚水が、施設の破損その他の事故^{※1}により、公共用水域（河川や湖沼、海域及びこれらに接続する道路側溝等を含む）に排出され、または地下に浸透したことにより、人の健康や生活環境に被害^{※2}が生ずるおそれがある場合に、応急措置の実施及び北海道への届出義務が生じます。

※1 人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む

※2 浄水場における取水停止、農業被害、水産被害、魚類のへい死、油膜の発生などの被害

(2) 対象事業場及び対象となる汚水

① 特定事業場

（水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している工場・事業場）

有害物質を含む水の、公共用水域への排出または地下浸透
生活環境項目について排水基準に適合しないおそれのある水の、公共用水域への排出

② 指定事業場

（有害物質を貯蔵・使用し、または指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設（指定施設）を設置する工場・事業場）

有害物質または指定物質を含む水の、公共用水域への排出または地下浸透

③ 貯油事業場等

（油を貯蔵し、または油を含む水を処理する施設（貯油施設等）を設置する工場・事業場）

油を含む水の、公共用水域への排出または地下浸透

(3) 事故発生時に講ずべき応急措置

事故発生時には、応急措置として、破損した配管・施設への有害物質や指定物質などの供給停止や、土のうの積み上げ等による公共用水域への流出防止など、引き続き汚水の流出や地下浸透を防止するための措置を講じなければなりません。

2 応急措置命令と罰則について

汚水流出事故を発生させたにもかかわらず、必要な応急措置を講じていないと認められる場合は、知事から応急措置を講ずるよう命令される場合があります。

なお、応急措置命令に違反した場合は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります。

3 事故時の届出について

汚水流出事故を発生させた場合、次の事項について、発生場所を所管する各（総合）振興局の環境生活課に届出しなければなりません。

なお、事故の届出については迅速性を要するため、発生当初の届出は必ずしも文書で行う必要はなく電話による届出でも構いません。（後に、文書での提出をお願いします。）

<届出すべき内容>

- ① 事故発生年月日、時刻 ② 発生場所
 - ③ 原因（判明している場合） ④ 汚水に含まれる物質の種類
 - ⑤ 汚水の流出量 ⑥ 周辺の状況（公共用水域への流出の有無等）
 - ⑦ 汚染の拡大の予測 ⑧ 講じた応急措置の内容
- ※ 発生当初は、判明している内容のみで構いませんので、迅速に届出してください。

※札幌、函館及び旭川市内の事故は、各市役所へ届け出てください。

各（総合）振興局 環境生活課 住所・電話番号

空 知	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石 狩	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5822
後 志	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆 振	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9575
日 高	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9252
渡 島	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜 山	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6493
上 川	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5920
留 萌	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗 谷	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921
オホーツク	網走市北7条西3丁目	0152-41-0628
十 勝	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027
釧 路	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9152
根 室	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6820

汚水流出事故の対象物質等

1 有害物質（28項目）を含む水

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機燐化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

2 生活環境項目（15項目）について 排水基準に適合しないおそれのある水

水素イオン濃度(pH)	ノルマルキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	亜鉛含有量	大腸菌群数
生物学的酸素要求量(BOD)	ノルマルキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	溶解性鉄含有量	窒素含有量
化学的酸素要求量(COD)	フェノール類含有量	溶解性マンガン含有量	燐含有量
浮遊物質(S S)	銅含有量	クロム含有量	

3 指定物質（56項目）を含む水

ホルムアルデヒド	硫酸	パラ-ジクロロベンゼン	臭素
ヒドラジン	ホスゲン	フェノブカルブ(BPMC)	アルミニウム及びその化合物
ヒドロキシルアミン	1,2-ジクロロプロパン	プロピザミド	ニッケル及びその化合物
過酸化水素	クロルスルホン酸	クロロタロニル(TPN)	モリブデン及びその化合物
塩化水素	塩化チオニル	フェントロチオン(MEP)	アンチモン及びその化合物
水酸化ナトリウム	クロルホルム	イプロベンホス(IPBP)	塩素酸及びその塩
アクリロニトリル	硫酸ジメチル	イソプロチオラン	臭素酸及びその塩
水酸化カリウム	クロルピクリン	ダイアジノン	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
アクリルアミド	ジクロルボス(DDVP)	イソキサチオン	マンガン及びその化合物
アクリル酸	オキシデプロホス(ESP)	クロルニトロフェン(CNP)	鉄及びその化合物
次亜塩素酸ナトリウム	トルエン	クロルピリホス	銅及びその化合物
二硫化炭素	エピクロロヒドリン	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	亜鉛及びその化合物
酢酸エチル	スチレン	アラニカルブ	フェノール類及びその塩類
メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)	キシレン	クロルデン	ヘキサメチレンテトラミン

4 油 を含む水

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

水質汚濁防止法に関する問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課
電話 (011) 204 - 5193

または、各（総合）振興局 環境生活課まで
お問い合わせください。

北海道の水質汚濁対策について（ホームページ）

水質汚濁防止法の概要、排水基準、関係様式を掲載しています。



- ① 北海道ホームページを開く
- ② ページ画面右上の「サイト内検索」
- ③ 検索結果から「水質汚濁対策（工場・事業場排水）について」をクリック